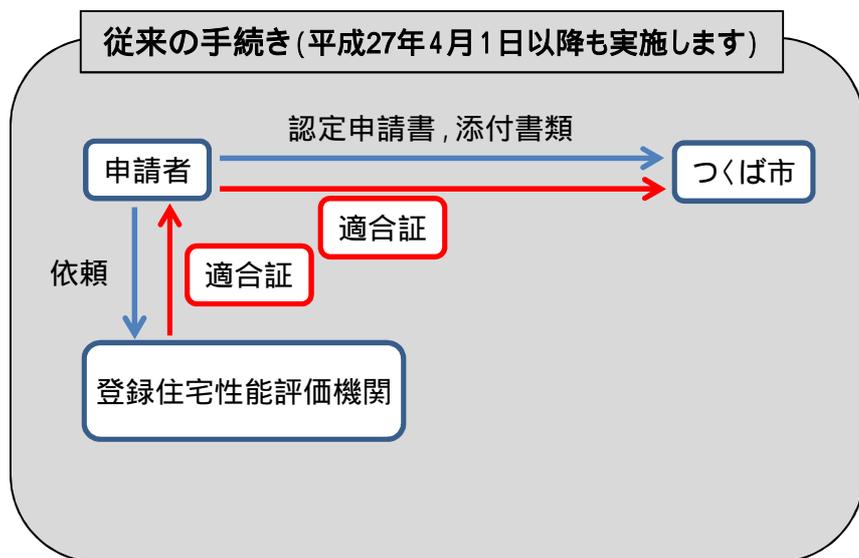


平成27年4月1日から  
設計住宅性能評価書を活用した申請ができるようになりました。  
～ 長期優良住宅認定について～

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく、長期優良住宅の認定申請については、登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅認定に係る「適合証」を添付することで認定を行ってきましたが、「設計住宅性能評価書」を添付したものについても長期優良住宅の認定が可能となりました。また、引き続き、「適合証」による技術的審査を行ったものについても、申請の受付を実施します。ただし、認定手数料が異なりますので、手続き前にご確認ください。

【手続きの変更概要】

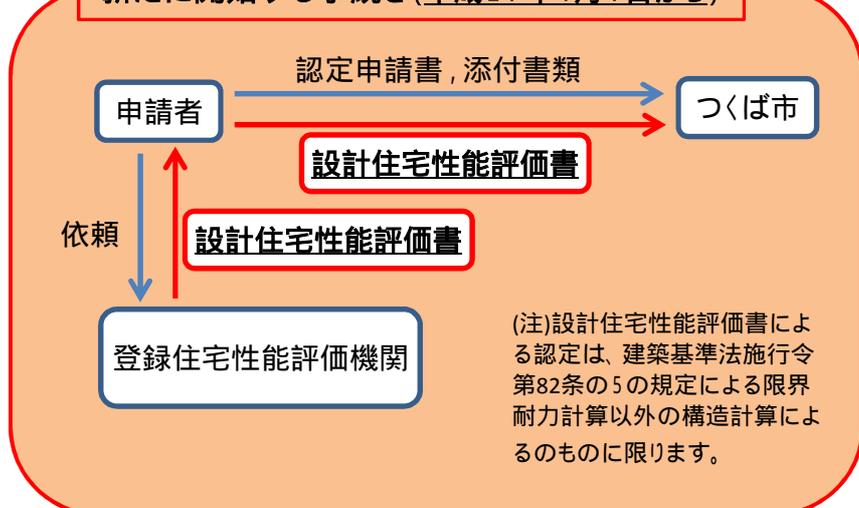


【手数料の変更概要】

一戸建ての住宅の場合

登録住宅性能評価機関が  
交付する「適合証」  
を添付した場合  
6,000円

新たに開始する手続き(平成27年4月1日から)



一戸建ての住宅の場合

登録住宅性能評価機関が  
交付する「設計住宅性能評価書」  
を添付した場合  
18,000円

設計住宅性能評価書  
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」  
第6条第1項に基づく住宅性能評価書  
登録住宅性能評価機関  
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」  
に基づき国土交通大臣の登録を受けた機関

【問い合わせ先】 つくば市 まちづくり推進部 建築指導課  
つくば市研究学園一丁目1番地1  
電話 029-883-1111(代) 内3130 3131

平成27年4月1日 現在